

四半期報告書

(第60期第3四半期)

自 平成26年7月1日

至 平成26年9月30日

株式会社アサツー ディ・ケイ

(E04808)

第60期第3四半期（自平成26年7月1日 至平成26年9月30日）

四 半 期 報 告 書

- 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 アサツー ディ・ケイ

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【事業等のリスク】	4
2 【経営上の重要な契約等】	4
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	4
第3 【提出会社の状況】	8
1 【株式等の状況】	8
2 【役員の状況】	14
第4 【経理の状況】	15
1 【四半期連結財務諸表】	16
2 【その他】	25
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	26

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年11月13日
【四半期会計期間】	第60期第3四半期(自平成26年7月1日至平成26年9月30日)
【会社名】	株式会社アサツデー・ケイ
【英訳名】	ASATSU-DK INC.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 植野伸一
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号
【電話番号】	03 (6830) 3867
【事務連絡者氏名】	経理局長 宇野沢史紀
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号
【電話番号】	03 (6830) 3867
【事務連絡者氏名】	経理局長 宇野沢史紀
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第59期 第3四半期 連結累計期間	第60期 第3四半期 連結累計期間	第59期
会計期間	自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日	自 平成26年1月1日 至 平成26年9月30日	自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日
売上高 (百万円)	253,646	258,293	342,786
経常利益 (百万円)	2,983	4,689	4,327
四半期(当期)純利益 (百万円)	478	1,920	3,430
四半期包括利益 又は包括利益 (百万円)	19,135	684	27,187
純資産額 (百万円)	122,961	125,497	130,972
総資産額 (百万円)	213,099	222,624	228,170
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	11.40	45.89	81.79
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	11.40	45.84	81.73
自己資本比率 (%)	57.2	56.0	56.9

回次	第59期 第3四半期 連結会計期間	第60期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日	自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日
1株当たり 四半期純利益金額又は 四半期純損失金額(△) (円)	△39.13	15.88

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 当社は、従業員持株E S O P信託制度を導入しており、当該信託にかかる従業員持株E S O P信託口が所有する当社株式については、四半期連結財務諸表において自己株式として計上しております。従って、1株当たり四半期(当期)純利益金額又は四半期純損失金額および潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額の算定にあたっては、当該株式数を自己株式に含めて「普通株式の期中平均株式数」を算定しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は、以下のとおりであります。

（広告業）

前連結会計年度において非連結子会社でありました(株)ライトソング音楽出版、IMMG Pte.Ltd.、IMMG BEIJING CO.,LTD.、PT. IMMG Indonesia、SCOOP ADWORLD Pte.Ltd.、DAI-ICHI KIKAKU(Malaysia)Sdn.Bhd.、ASATSU-DK Korea Co.,Ltd.の7社は、重要性が増したことに伴い、第1四半期連結会計期間から連結の範囲に含めております。

また、前連結会計年度において持分法非適用の関連会社でありました(株)プレミア・クロスバリュー、Beijing DongFang SanMeng Public Relations Consulting Co.,Ltd.の2社は、重要性が増したことに伴い、第1四半期連結会計期間から持分法適用の範囲に含めております。

（その他の事業）

前連結会計年度において非連結子会社でありました(株)バイオメディクス インターナショナル、(株)ADK保険サービスの2社は、重要性が増したことに伴い、第1四半期連結会計期間から連結の範囲に含めております。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について、重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社および連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間（平成26年1月1日から平成26年9月30日まで）の我が国経済は、政府および日本銀行の継続的な経済対策や金融政策を背景に、企業収益の改善や設備投資の持ち直しがみられるなど、緩やかな回復基調となりました。個人消費においては、消費税率引き上げ前の駆け込み需要や雇用・所得環境の改善があった一方で、消費税率引き上げ後に低下した消費マインドの回復が一部において遅れるなど、予断を許さない状況で推移しました。

広告業界においては、経済産業省「特定サービス産業動態統計調査」によると、今年度の広告業における売上高は、消費税率引き上げ直後の平成26年4月を除き前年同月比でプラスとなるなど、堅調に推移しています。

このような環境の下、当社グループは消費者にメッセージを伝えるだけでなく、具体的に消費者を動かす「コンシューマー・アクティベーション・カンパニー」への転換を目指す「VISION 2020」を掲げ、コンシューマー・アクティベーション実現に向けたソリューション基盤の整備や収益管理体制の厳格化、国内外のグループ会社との連携強化、得意とするコンテンツビジネスの拡大など、ビジネスモデルの複合化およびグループ基盤の構築に向けた施策を推し進めました。

これらの結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は2,582億93百万円（前年同期比1.8%増）、売上総利益は357億23百万円（前年同期比7.5%増）、営業利益は25億81百万円（前年同期比140.5%増）となりました。これに受取配当金をはじめとした営業外収益22億80百万円および営業外費用1億73百万円を計上した結果、経常利益は46億89百万円（前年同期比57.2%増）となりました。投資有価証券売却益などの特別利益を11億15百万円計上した一方で、当社単体をはじめとしたグループの事務所移転費用などの特別損失を20億23百万円計上した結果、税金等調整前四半期純利益は37億80百万円（前年同期比189.4%増）となり、四半期純利益は19億20百万円（前年同期比301.1%増）となりました。

当第3四半期連結累計期間の報告セグメント別の業績の詳細は、以下のとおりであります。

（広告業）

広告業における外部顧客への売上高は2,550億55百万円（前年同期比1.9%増）、セグメント利益は29億59百万円（前年同期比68.3%増）となりました。

売上高については、総体として前年同期比で増収となりました。地域別では、当社において広告出稿が増加するとともに、制作系子会社が伸長したこと、さらにはデジタル系子会社の貢献により、当社および国内子会社は増収となりました。海外については、タイ子会社が貢献しアジア・欧米子会社が堅調に推移した一方で、中国圏子会社が苦戦した結果、海外子会社全体で減収となりました。セグメント利益については、中国圏子会社の不振により海外子会社全体で減益となりましたが、当社単体および国内子会社が増益となった結果、総体として増益となりました。

なお、グループの中核である当社単体の業績、業種別・区分別売上高は以下のとおりであります。

売上高は2,257億54百万円（前年同期比2.5%増）、売上総利益は260億29百万円（前年同期比8.3%増）、営業利益は24億32百万円（前年同期比102.8%増）となりました。賞与引当金繰入額および貸倒引当金繰入額など、一部の販管費の増加がありましたが、売上高の増加に加え売上総利益率改善の施策が奏功し、増益となりました。

業種別売上高では、化粧品・トイレタリー、官公庁・団体、外食・各種サービス、流通・小売業、金融・保険などの業種の広告主からの出稿が増加した一方で、食品、教育・医療サービス・宗教、飲料・嗜好品、家庭用品、不動産・住宅設備などの業種の広告主からの出稿が減少しました。

区分別売上高では、テレビ広告、マーケティング・プロモーション、デジタルメディア広告の区分において前年同期比で増収となった一方で、制作その他、OOHメディア広告、新聞広告、雑誌広告、ラジオ広告の区分において前年同期比で減収となりました。

当社単体の区分別の売上高、その構成比と前年同期増減率は以下のとおりであります。

区分別売上（注）		当期売上高 （百万円）	構成比 （%）	前年同期比 （%）
メディア	雑誌広告	9,492	4.2	△7.4
	新聞広告	14,029	6.2	△9.0
	テレビ広告	103,859	46.0	4.4
	ラジオ広告	2,302	1.0	△1.5
	デジタルメディア広告	11,037	4.9	36.1
	OOHメディア広告	5,820	2.6	△23.1
小計		146,541	64.9	2.4
メディア以外	マーケティング・プロモーション	48,256	21.4	9.9
	制作その他	30,956	13.7	△6.5
小計		79,213	35.1	2.8
合計		225,754	100.0	2.5

- (注) 1 広告市場の成熟化やメディア環境の多角化に伴い、当社は広告主にクロス・コミュニケーション・プログラムを提供しており、媒体別の売上を厳密に分別することが困難な場合があります。従って、上記の区分別売上は厳密に媒体別の売上を反映していないことがあります。
- 2 テレビには、タイム、スポット、コンテンツが含まれます。
- 3 デジタルメディアには、インターネット、モバイル関連メディアが含まれます。
(WEBサイト制作・システム開発などデジタルソリューションは「マーケティング・プロモーション」に含まれます)
- 4 OOH（アウト・オブ・ホーム）メディアには、交通広告、屋外広告、折込広告などが含まれません。
- 5 マーケティング・プロモーションには、マーケティング、コミュニケーション・プランニング、プロモーション、イベント、PR、博覧会事業、デジタルソリューションなどが含まれます。

(その他の事業)

その他の事業における外部顧客への売上高は32億38百万円（前年同期比1.3%減）、セグメント損失は3億78百万円（前年同期は6億85百万円の損失）となりました。

主たる事業である雑誌・書籍の出版・販売事業においては、出版市場全体の縮小に伴い収益確保が困難な状況が継続していることから、営業損失となりましたが、配本数適正化による返本高の減少および販管費の抑制に努めた結果、前年同期比で赤字幅は縮小しました。

(海外売上高)

当社グループの海外売上高は、すべて広告業のものであり、当第3四半期連結累計期間の売上高の8.2%（前年同期は8.6%）となりました。

(2) 財政状態の分析

前連結会計年度末（平成25年12月31日）と比較した当第3四半期連結会計期間末の財政状態は以下のとおりです。

資産合計は、売掛債権の回収が進んだことに加え、時価の下落に伴う投資有価証券の減少などにより、前連結会計年度末に比べ55億45百万円減少の2,226億24百万円となりました。

負債合計は、引当金の増加などがあった一方で、未払法人税等の減少などにより、前連結会計年度末に比べ70百万円減少の971億26百万円となりました。

純資産合計は1,254億97百万円、少数株主持分および新株予約権を除いた自己資本比率は56.0%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

なお、当社は「株式会社の支配に関する基本方針」を定めており、その内容は以下のとおりであります。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、究極的には株主の皆様のご判断に委ねられるものと考えております。

当社は、資本効率の改善や株主の皆様への種々の利益還元施策の実施に加え、「全員経営」の理念のもとに全社をあげて広告業としての競争力を高めることにより、企業価値・株主共同の利益の最大化に取り組んでまいりました。また「ピープルビジネス」といわれる広告業では役員と従業員の一体感・運命共同体的意識こそが競争力の源泉であり、不適切な買収によりこれが損なわれるときは、企業価値・株主共同の利益が毀損されるとともに、買収者の目的は達成されないことになると認識しております。

このように企業価値を高め株主に報いることによって株主のサポートを得ることが、不適切な買収に対抗する最大の防衛策であると考え、当社は現在のところ、具体的な買収防衛策を導入しておりません。

他方、当社株式の大量買付行為や買収提案があった場合には、取締役会は、株主の皆様から経営の負託を受けている者の責務として、社外専門家の意見を尊重しながら、当該買付が企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響について評価し、自らの見解を表明するほか、当該買付者と交渉を行い、株主の皆様が当該買付に応じるか否かを適切に判断するために必要な情報の提供と時間の確保に全力を尽くす所存です。

更に、当該買付者が必要な情報を提供しない場合やその提案内容が企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがあると判断した場合には、その時点において採り得る実効的で、かつ株主の皆様を受け入れられる合理的対抗措置を講じる予定です。

なお、具体的な買収防衛策を予め導入しておくことについては、今後の経済環境、資本市場、法令の動向等を鑑みて、慎重に検討を進めることといたします。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが支出した研究開発費の総額は4億76百万円でありました。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	206,000,000
計	206,000,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成26年11月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	42,155,400	42,155,400	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	42,155,400	42,155,400	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 株式会社アサツー ディ・ケイ 第4回新株予約権

(当社取締役に対する株式報酬型ストック・オプション)

決議年月日	平成26年8月12日
新株予約権の数	264個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	26,400株 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成29年8月30日～平成36年8月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,736円 資本組入額 868円
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

2 当社が当社普通株式につき、株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力の発生日)以降、株式併合の場合は、その効力の発生日以降、これを適用する。また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合およびこれらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとする。

3 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者が行使できる新株予約権の数は、新株予約権の割当日以後権利行使期間開始日までの株主総利回り(権利行使期間開始日の属する月の直前3か月の各日(取引が成立しない日を除く。))の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値から、新株予約権の割当日の属する月の直前3か月の各日(取引が成立しない日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値を控除し、新株予約権の割当日以後権利行使期間開始日までの間における当社普通株式1株当たりの配当金の総額を加算した金額を、新株予約権の割当日の属する月の直前3か月の各日(取引が成立しない日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値で除して算定した値)の結果に応じて、割当を受けた新株予約権の数の0%から100%の範囲で段階的に変動するものとする。

- 4 当社が合併（合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（これらを総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を次の定めに基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を交付するものとする。ただし、次の定めに沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1および2に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
表中の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合、その端数を切り上げる。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
 - ⑧ 新株予約権の取得条項
以下の議案につき再編対象会社の株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は、再編対象会社の取締役会決議がなされたとき）は、再編対象会社は再編対象会社が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
 - (1) 再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 再編対象会社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
 - (3) 再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
 - (4) 再編対象会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について再編対象会社の承認を要することまたは当該種類の株式について再編対象会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑨ その他の新株予約権の行使の条件
上記(注)3に準じて決定する。

② 株式会社アサツー ディ・ケイ 第5回新株予約権
 (当社執行役員に対する株式報酬型ストック・オプション)

決議年月日	平成26年8月12日
新株予約権の数	599個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	59,900株 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成29年8月30日～平成36年8月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,736円 資本組入額 868円
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

- (注) 1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。
 2 当社が当社普通株式につき、株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力の発生日)以降、株式併合の場合は、その効力の発生日以降、これを適用する。また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合およびこれらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとする。

3 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合はこの限りではない。
 ② 新株予約権者が行使できる新株予約権の数は、新株予約権の割当日以後権利行使期間開始日までの株主総利回り(権利行使期間開始日の属する月の直前3か月の各日(取引が成立しない日を除く。))の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値から、新株予約権の割当日の属する月の直前3か月の各日(取引が成立しない日を除く。))の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値を控除し、新株予約権の割当日以後権利行使期間開始日までの間における当社普通株式1株当たりの配当金の総額を加算した金額を、新株予約権の割当日の属する月の直前3か月の各日(取引が成立しない日を除く。))の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値で除して算定した値)の結果に応じて、割当を受けた新株予約権の数の0%から100%の範囲で段階的に変動するものとする。

- 4 当社が合併（合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（これらを総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を次の定めに基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を交付するものとする。ただし、次の定めに沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1および2に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
表中の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合、その端数を切り上げる。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
 - ⑧ 新株予約権の取得条項
以下の議案につき再編対象会社の株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は、再編対象会社の取締役会決議がなされたとき）は、再編対象会社は再編対象会社が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
 - (1) 再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 再編対象会社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
 - (3) 再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
 - (4) 再編対象会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について再編対象会社の承認を要することまたは当該種類の株式について再編対象会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑨ その他の新株予約権の行使の条件
上記(注)3に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年7月1日～ 平成26年9月30日	—	42,155,400	—	37,581	—	7,839

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年6月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成26年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 79,600	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 41,976,300	419,763	—
単元未満株式	普通株式 99,500	—	—
発行済株式総数	42,155,400	—	—
総株主の議決権	—	419,763	—

(注) 1 「単元未満株式」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が20株含まれております。

2 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式が52株含まれております。

3 「完全議決権株式（その他）」の欄には、四半期連結財務諸表において自己株式として計上している従業員持株E S O P信託口名義の当社株式が220,100株（議決権の数2,201個）含まれております。

② 【自己株式等】

平成26年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社アサツー ディ・ケイ	東京都港区 虎ノ門1-23-1	79,600	—	79,600	0.19
計	—	79,600	—	79,600	0.19

2 【役員】の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役執行役員	最高財務責任者（CFO） ファイナンスセンター統括	酒井 吉廣	平成26年8月18日

(2) 役職の異動

新役職名及び職名	旧役職名及び職名	氏名	異動年月日
代表取締役 取締役会議長	取締役 取締役会議長	長沼 孝一郎	平成26年4月15日

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）および第3四半期連結累計期間（平成26年1月1日から平成26年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	25,554	26,245
受取手形及び売掛金	※2 81,659	77,440
有価証券	11,371	10,487
たな卸資産	8,469	8,948
その他	2,391	2,826
貸倒引当金	△514	△695
流動資産合計	128,932	125,252
固定資産		
有形固定資産	3,392	4,810
無形固定資産	2,132	1,708
投資その他の資産		
投資有価証券	84,829	82,257
その他	9,694	9,317
貸倒引当金	△810	△721
投資その他の資産合計	93,713	90,852
固定資産合計	99,238	97,372
資産合計	228,170	222,624

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※2 65,997	65,823
短期借入金	—	52
1年内返済予定の長期借入金	※3 164	※3 164
未払法人税等	1,950	853
引当金	892	2,222
その他	7,076	7,215
流動負債合計	76,080	76,331
固定負債		
長期借入金	※3 82	—
引当金	1,688	1,567
その他	19,346	19,227
固定負債合計	21,116	20,795
負債合計	97,197	97,126
純資産の部		
株主資本		
資本金	37,581	37,581
資本剰余金	11,982	11,982
利益剰余金	44,303	40,483
自己株式	△651	△581
株主資本合計	93,216	89,465
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	35,142	33,531
繰延ヘッジ損益	1	△1
為替換算調整勘定	1,513	1,766
その他の包括利益累計額合計	36,657	35,296
新株予約権	21	35
少数株主持分	1,077	699
純資産合計	130,972	125,497
負債純資産合計	228,170	222,624

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年9月30日)
売上高	253,646	258,293
売上原価	220,401	222,569
売上総利益	33,244	35,723
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	16,446	16,295
賞与引当金繰入額	1,149	1,663
役員退職慰労引当金繰入額	27	11
貸倒引当金繰入額	△302	158
その他	14,850	15,012
販売費及び一般管理費合計	32,171	33,141
営業利益	1,073	2,581
営業外収益		
受取利息	192	185
受取配当金	1,190	1,439
持分法による投資利益	109	140
その他	488	514
営業外収益合計	1,981	2,280
営業外費用		
支払利息	9	6
投資事業組合運用損	4	58
保険解約損	12	40
その他	45	68
営業外費用合計	71	173
経常利益	2,983	4,689
特別利益		
投資有価証券売却益	1,016	1,080
その他	33	34
特別利益合計	1,050	1,115
特別損失		
減損損失	—	207
投資有価証券売却損	117	2
投資有価証券評価損	22	78
特別退職金	2,454	494
事務所移転費用	56	※1 1,077
その他	75	163
特別損失合計	2,727	2,023
税金等調整前四半期純利益	1,306	3,780
法人税等	811	1,760
少数株主損益調整前四半期純利益	494	2,020
少数株主利益	15	99
四半期純利益	478	1,920

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	494	2,020
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	17,350	△1,611
繰延ヘッジ損益	1	△2
為替換算調整勘定	1,289	277
持分法適用会社に対する持分相当額	—	1
その他の包括利益合計	18,641	△1,335
四半期包括利益	19,135	684
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	19,079	559
少数株主に係る四半期包括利益	56	125

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年1月1日 至 平成26年9月30日)	
1	連結の範囲の重要な変更 第1四半期連結会計期間より、重要性が増した(株)ライトソング音楽出版、(株)バイオメディス インターナショナル、(株)ADK保険サービス、IMMG Pte.Ltd.、IMMG BEIJING CO.,LTD.、PT. IMMG Indonesia、SCOOP ADWORLD Pte.Ltd.、DAI-ICHI KIKAKU(Malaysia)Sdn. Bhd. およびASATSU-DK Korea Co.,Ltd.を連結の範囲に含めております。
2	持分法適用の範囲の重要な変更 第1四半期連結会計期間より、重要性が増した(株)プレミア・クロスバリューおよびBeijing DongFang SanMeng Public Relations Consulting Co.,Ltd.を持分法適用の範囲に含めております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年1月1日 至 平成26年9月30日)	
(税金費用の計算)	税金費用の計算にあたっては、当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 偶発債務

(1) 保証債務

次のとおり債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成25年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)	
北京華聞旭通国際広告有限公司	借入金	34百万円	借入金	—百万円
グループエム・ジャパン(株)	買掛金	142百万円	買掛金	283百万円
計		176百万円		283百万円

※2 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

なお、前連結会計年度末日が金融機関の休業日であったため、次の連結会計年度末日満期手形を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

	前連結会計年度 (平成25年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)	
受取手形		520百万円		—百万円
支払手形		731百万円		—百万円

※3 このうち、従業員持株E S O P信託に係る借入金残高は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)	
1年内返済予定の長期借入金		164百万円		164百万円
長期借入金		82百万円		—百万円

(四半期連結損益計算書関係)

※1 事務所移転費用

本社の移転に伴う費用であり、主に固定資産除却損等であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年1月1日 至 平成26年9月30日)
減価償却費	1,229百万円	998百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成25年1月1日至平成25年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年2月12日 取締役会	普通株式	4,269	101.00	平成24年12月31日	平成25年3月18日	利益剰余金
平成25年8月12日 取締役会	普通株式	418	10.00	平成25年6月30日	平成25年9月12日	利益剰余金

- (注) 1 平成25年2月12日取締役会決議の配当金の総額には、従業員持株E S O P信託口に対する配当金30百万円を含めておりません。
2 平成25年2月12日取締役会決議の1株当たり配当額の内訳は、普通配当13円00銭、特別配当88円00銭であります。
3 平成25年8月12日取締役会決議の配当金の総額には、従業員持株E S O P信託口に対する配当金2百万円を含めておりません。

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成26年1月1日至平成26年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年2月14日 取締役会	普通株式	5,478	131.00	平成25年12月31日	平成26年3月17日	利益剰余金
平成26年8月12日 取締役会	普通株式	418	10.00	平成26年6月30日	平成26年9月16日	利益剰余金

- (注) 1 平成26年2月14日取締役会決議の配当金の総額には、従業員持株E S O P信託口に対する配当金33百万円を含めておりません。
2 平成26年2月14日取締役会決議の1株当たり配当額の内訳は、普通配当19円00銭、特別配当112円00銭であります。
3 平成26年8月12日取締役会決議の配当金の総額には、従業員持株E S O P信託口に対する配当金2百万円を含めておりません。

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成25年1月1日至平成25年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	広告業	その他の事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	250,365	3,280	253,646	—	253,646
セグメント間の内部売上高 又は振替高	13	1	15	△15	—
計	250,379	3,282	253,661	△15	253,646
セグメント利益又は損失(△)	1,758	△685	1,073	0	1,073

(注)1 セグメント利益又は損失の調整額の主な内容は、セグメント間取引の消去および未実現利益の控除によるものであります。

2 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自平成26年1月1日至平成26年9月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	広告業	その他の事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	255,055	3,238	258,293	—	258,293
セグメント間の内部売上高 又は振替高	18	34	52	△52	—
計	255,073	3,273	258,346	△52	258,293
セグメント利益又は損失(△)	2,959	△378	2,581	0	2,581

(注)1 セグメント利益又は損失の調整額の主な内容は、セグメント間取引の消去および未実現利益の控除によるものであります。

2 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

「広告業」セグメントにおいて、207百万円の減損損失を計上しております。

(金融商品関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(有価証券関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額および算定上の基礎ならびに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額および算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	11円40銭	45円89銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	478	1,920
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	478	1,920
普通株式の期中平均株式数(株)	41,982,953	41,842,644
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	11円40銭	45円84銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	26,994	45,783
(うち新株予約権)(株)	(26,994)	(45,783)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 当社は、従業員持株E S O P信託制度を導入しており、当該信託にかかる従業員持株E S O P信託口が所有する当社株式については、四半期連結財務諸表において自己株式として計上しております。そのため、1株当たり四半期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたっては、当該株式数を自己株式に含めて「普通株式の期中平均株式数」を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

(1) 配当に関する事項

平成26年8月12日開催の取締役会において、第60期事業年度の中間基準日にあたる平成26年6月30日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、次のとおり中間基準日（毎年6月30日）にかかる剰余金の配当を行うことを決議し、支払いを行っております。

- ① 中間基準日にかかる配当金の総額 …………… 420百万円
- ② 1株当たりの金額 …………… 10円00銭
- ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 …… 平成26年9月16日

(注) 中間基準日にかかる配当金の総額については、従業員持株E S O P信託口に対する配当金2百万円を含めて記載しております。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年11月12日

株式会社 アサツー ディ・ケイ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂	本	満	夫	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	林		一	樹	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金	野	広	義	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社 アサツー ディ・ケイの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成26年7月1日から平成26年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成26年1月1日から平成26年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 アサツー ディ・ケイ及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年11月13日

【会社名】 株式会社アサツーディ・ケイ

【英訳名】 ASATSU-DK INC.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 植野伸一

【最高財務責任者の役職氏名】 ー

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門一丁目23番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長植野伸一は、当社の第60期第3四半期（自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

